

一般社団法人日本不整脈心電学会 中国・四国支部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本支部は、一般社団法人日本不整脈心電学会（以下「本学会」という）中国・四国支部と称する。

2 本支部に所属する地区は、山口県、島根県、鳥取県、広島県、岡山県、愛媛県、香川県徳島県、高知県とする。

(目的)

第2条 本支部の目的は、中国・四国地区における不整脈学および心電学（心電図学、心臓電気生理学）分野の研究、啓発、人材育成を通じて心疾患の診断、治療、予防法の向上を図り、中国・四国地区の医療の発展、ひいては中国・四国地区住民の健康増進に寄与することとする。

(事務局)

第3条 事務局は、本支部総会で定める場所とする。

(事業)

第4条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う、または行ってもよい。

- (1) 地方会の開催
- (2) 講演会、セミナー、講習会等の開催
- (3) その他、目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本支部の会員は、本支部に所属する本学会のA会員、B会員、C会員、名誉会員および特別会員とする。

2 会員資格の喪失については、本学会定款第8条に準ずる。

第3章 支部役員

(支部役員)

第6条 支部長は、本学会理事長が各支部の評議員のなかから指名する。

2 本支部に次の役員を置くものとし、支部長が指名する。

- (1) 支部運営委員 20名程度
- (2) 支部監査委員 1名もしくは2名

3 支部運営委員は、本支部に所属するすべての本学会理事と本支部に所属する本学会評議員から指名する。ただし、支部を運営するために必要とみなす者についてはこの限りではない。

- 4 役員の任期は2年とし再任を妨げない。
- 5 本支部の役員が他の支部に異動した場合および自ら辞任を申し出た場合は退任する。
- 6 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 7 支部運営委員は、事業計画・予算の策定および事業報告・決算を行うとともに、本支部の運営にあたる。

第4章 支部総会

(種類)

第7条 本支部の支部総会（以下、総会）は、定時総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第8条 総会は、本支部に所属する支部役員をもって構成する。

- 2 本支部に所属する会員は、総会に出席し、議長の了解を得て意見を述べることができる。

(総会の招集)

第9条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、支部長が招集する。

(総会の定足数等)

第10条 支部運営委員の2分の1以上の者が出席しなければ、総会を開き、議事を決議することができない。ただし、当該議事につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思表示をした者は出席者とみなす。

(総会の議長)

第11条 総会の議長は、支部長がこれに当たる。

(総会の決議)

第12条 総会の決議は、出席した支部運営委員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する支部運営委員は、その議事の決議に加わることができない。
- 3 総会に出席できない支部運営委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長および当該総会において選任された議事録署名人1名が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 地方会

(地方会)

第14条 本支部は、単独でまたはその他の支部と合同で地方会を開催することができる。

- 2 地方会を開催する場合は地方会会長を1名置くものとし、会期から3年程度前に行われ

る総会において、本支部の役員の中から選任する。

- 4 地方会会長の選任は、支部運営委員の過半数が出席した総会において、支部運営委員の過半数で決議する。
- 5 地方会会長に選任された者が他の支部に異動した場合は、その職を辞するものとする。
- 6 地方会会長の任期は1年（前地方会終了時から当該地方会終了時まで）とし、再任は認めない。
- 7 地方会会長は、地方会を運営し、支部総会で結果を報告する。

第6章 会 計

（会計）

- 第15条 本支部を運営するために本学会からの補助金をあてることとするが、本会則第4条に定める事業を行う際は、協賛金ならびに地方会参加費、その他の収入をもってあてることとする。
- 2 支部長は、事業年度末に事業報告および収支決算を速やかに行い、支部監査委員による監査を受けるとともに、役員会の承認を受けなければならない。
 - 3 会計年度は、5月1日より、翌年4月30日までとする。

附則

- 1) 本会則は、2019年7月24日より施行する。
- 2) 本会則の改廃は、本学会中国・四国支部総会の議決を経なければならない。